

入札参加者の皆さんへ

低入札価格調査方法について（業務委託）

愛媛県では、入札・契約制度の客観性、競争性をより高めるとともに、成果品の品質確保及び極端な低価格入札の抑制を図るため、建設工事に関する調査、測量及び設計業務の委託契約における落札者の決定に当たって、低入札価格調査制度を採用しています。（予定価格が500万円を超えるものに限りません。）

低入札価格調査制度は、入札価格が予め設定した「調査基準価格」を下回る入札がなされた場合、落札者の決定を保留し、当該価格によって契約内容に適合した履行がなされるか否かを調査し、その結果に基づき落札者を決定する制度です。

ついては、迅速かつ適格な調査を実施するため、調査基準価格を下回る入札を行った者に対する調査を下記により行いますので、十分に御理解のうえ、入札に参加してください。

記

（１）調査基準価格について

調査基準価格については、次の計算式により予め設定されています。

なお、調査基準価格は契約締結後に公表することとしています。

業種区分	①	②	③	④	⑤（下限）	⑥（上限）
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	—	10分の6	10分の8.2
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	10分の6	10分の8.1
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の7を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額	10分の6	10分の8.1
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額	解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	3分の2	10分の8.5
補償関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の7を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額	10分の6	10分の8.1

上記表の①から④までに掲げる額の合計に1.1を乗じた額

ただし、上記計算式により算出した額が予定価格に⑤を乗じて得た額を下回る場合にあっては、予定価格に⑤を乗じて得た額を、予定価格に⑥を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に⑥を乗じて得た額を、調査基準価格とする。

(2) 資料の提出について

調査基準価格を下回った入札が行われた場合、当該入札価格によっても契約内容に適合した履行ができることを説明して頂く必要があります。

ついては、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者は、別紙「低入札価格調査に必要な提出書類一覧（業務委託）」で指定する資料を当該入札の開札後速やかに作成のうえ、開札日の翌日から起算して3日（県の休日を除きます。）以内に持参により提出してください。提出期限の午後5時までには資料が提出されない場合、又は別添様式1により調査に対応できない旨の申し出があった場合は、当該入札は失格となります。

なお、入札価格の積算内訳が、計数的な根拠があり、過去の実績からみて合理的かつ現実的なものかどうか、特に重点的に確認することとしていますので、ご注意ください。

(3) 事情聴取について

(2) の資料の提出後、直ちに（日時は別途指示）事情聴取を行い、契約内容に適合した履行が可能であることを、提出して頂いた資料を用いて主張立証して頂きます。ついては、当該入札の内容について責任ある回答のできる方が出席してください。

(4) その他、低入札価格調査に関するお知らせについては、愛媛県のホームページ「建設工事の入札・契約に関する規程・お知らせ」中に掲載しています。

（アドレス：<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/7450.html>）